

非営利法人制度の創設に関する試案の骨子

第一 基本方針

一 新たな非営利法人制度の創設(試案第一の一)

法人格の取得と公益性の判断が一体となった現行の公益法人制度を改め、公益性の有無に関わらず、準則主義により簡便に設立することができる新たな非営利法人制度を創設する。

二 民法第1編第2章の改正(同二)

一の方針に従い、民法第1編第2章のうち、公益法人に関する規定を全部改正する。

新たな非営利法人制度に関する単行法を制定する方向で検討する。

第二 総則的事項

一 定義等(試案第二の一から八まで)

非営利法人(以下、「法人」という。)の定義、法人格、法人の住所、法人の能力、法人の成立、登記、名称、会計帳簿等に関する規定を置く。

- 1 社団形態の法人は、「営利を目的としない社団」と定義し、財団形態の法人の定義については、なお検討する。
- 2 中間法人法による中間法人は、社団形態の法人に統合する。
- 3 社団形態の法人が行い得る事業については、格別の制限をしない。財団形態の法人の目的及び事業については、後記第四、一、 2のとおり。

二 解散命令等(同九、一〇)

設立無効の訴え及び設立取消しの訴え、解散命令、休眠法人の整理に関する規定を置く。

第三 社団形態の法人

一 設立(試案第三の一)

定款の作成、定款記載事項、定款の認証、理事の選任、設立の登記等に関する規定を置く。

設立時の社員は2人以上とするが、設立時の財産保有規制は設けない。

二 社員(同二)

社員たる資格の得喪、経費支払義務、退社及び除名、社員名簿等に関する規定を置く。

1 社員の責任は、経費支払義務の限度とし(有限責任)、法人の債権者に対して責任を負うタイプ(無限責任)の法人類型は設けない方向で検討する。

2 社員の権利義務の内容につき、出資義務を負わない、利益分配請求権を有しない、残余財産分配請求権を有しない、法人財産に対する持分を有しないことを基本的要素とし、営利社団法人制度との区別を明確化する。

三 管理

1 社員総会(同三、1)

社員総会の権限、社員の議決権、議事手続等に関する規定を置く。

社員総会は、強行規定に反しない限り、いかなる事項についても決議することができるが、定款で、いわゆる理事会設置タイプと同様の規律を設けることができる。

2 理事(同三、2)

(1) 理事の選任等

選解任、任期、法人との関係等に関する規定を置く。

(2) 理事の権限

業務の執行、法人の代表、法人との取引に関する規定を置く。

(3) 理事の責任

法人及び第三者に対する責任、代表訴訟等に関する規定を置く。

理事の法人に対する責任制限及び代表訴訟の制限について、所要の規定を設ける方向で検討する。

3 監事(同三、3)

(1) 監事の設置等

定款の定めにより監事の設置を可能とするほか、その選解任、任期、法人との関係等に関する規定を置く。

(2) 監事の職務及び権限

監事の職務及び権限に関する規定を置く。

(3) 監事の責任

上記2、(3)(を含む。)と同様の規定を置く。

四 計算等

1 計算書類の作成等(同四、1、2)

計算書類の作成、承認、監査に関する規定を置く。

2 計算書類等の開示(同四、3、4)

計算書類(監査報告書を含む。)及び定款等(社員名簿、社員総会議事録を含む。)の備置、閲覧及び謄抄本の交付請求等、決算公告に関する規定を置く。

3 社員の帳簿閲覧権等(同四、5、6)

社員の帳簿閲覧権、検査役による調査に関する規定を置く。

五 拠出金(仮称)(同五)

拠出金に関する規定を置く。

- 1 拠出金の返還は、拠出額の限度とし、利息を付することができない。
- 2 拠出金の返還にかかる債務の弁済は、他の一般債務に劣後する。

六 定款の変更等(同六から八まで)

定款の変更、解散事由等、合併に関する規定を置く。

七 清算(同九)

残余財産の帰属に関する規定を置く。

- 1 残余財産の帰属は、定款又は社員総会の決議によって定める。
- 2 拠出金の拠出がされた法人における残余財産とは、債務(拠出金の返還に係る債務を含む。)を完済した解散後の法人に残存する財産をいう。

第四 財団形態の法人

一 設立(試案第四の一)

寄附行為(設立行為)、寄附行為記載事項、寄附行為の認証、最低保有財産規制、設立の登記に関する規定を置く。

1 法人は、設立時に300万円以上の純資産を保有しなければならないものとし、ある決算期における純資産額がこの最低保有財産額を下回った場合において、一定の期間内(例えば、翌事業年度の決算期まで)に純資産額を回復できなかったときは、法人は解散するものとする方向で検討する。

2 目的及び事業に関する制限の要否に関し、次の2案について、引き続き検討する。

A案 公序良俗に反しない限り、制限を設けない。

B案 公序良俗に反する場合に加え、一定の制限を設ける。

二 管理

1 評議員会及び評議員(同二、1、2)

評議員及び評議員会の設置、評議員会の権限に関する規定を置く。

- 1 評議員会は、理事、監事の選解任、計算書類の承認など法律で定める事項に限り、決議をすることができる。
- 2 評議員の選解任は、評議員会の決議による方向で検討するほか、評議員に関する規律について、所要の規定を整備する。

2 理事及び理事会(同二、3)

(1) 理事の選任等

選解任、任期、法人との関係等に関する規定を置く。

(2) 理事会及び代表理事等

理事会、代表理事等に関する規定を置く。

理事会は、法人の業務執行の意思決定を行うものとし、その執行は、代表理事、理事会の決議により法人の業務を執行する者として指名され、その指名を受諾した理事が行う。

(3) 理事の責任

法人及び第三者に対する責任に関する規定を置く。

法人に対する責任の制限について、所要の規定を設ける方向で検討する。

3 監事(同二、4)

(1) 監事の選任等

選解任、任期、法人との関係等に関する規定を置く。

(2) 監事の職務及び権限

監事の職務及び権限に関する規定を置く。

(3) 監事の責任

上記2、(3)(を含む。)と同様の規定を置く。

三 計算等

1 計算書類の作成等(同三、1、2)

計算書類の作成、承認、監査に関する規定を置く。

2 計算書類等の開示(同三、3、4)

計算書類(監査報告書を含む。)、寄附行為、評議員会議事録等の備置、閲覧又は謄抄本の交付請求等、決算公告に関する規定を置く。

四 寄附行為の変更等(同四から六まで)

寄附行為の変更、解散事由等、合併に関する規定を置く。

寄附行為を変更するには、理事会の決議に基づく寄附行為の変更に関する議案について、評議員会の特別多数による決議を要する。

五 清算(同七)

残余財産の帰属に関する規定を置く。

残余財産の帰属は、寄附行為によって定める。また、寄附行為で定める内容について、一定の制限を設けることの当否について、検討する。

第五 大規模な法人に関する特例(試案第五)

会計監査人による監査を義務付ける方向で検討する。

第六 経過措置等

一 移行に関する経過措置(試案第六の一)

非営利法人への移行について、所要の経過規定を設ける。

二 関連規定の整備(同二)

その他関連する規定について、所要の整備を行う。